

## 7. 工事の手続き

### 【工事の申込み】

給水装置工事の申込みをしようとする者は、管理者が別に定める指定給水装置工事事業者の中から工事を施工させる者を選定し、工事の契約を行い、管理者に申し込むものとする。指定給水装置工事事業者は次に掲げる書類のうち申し込みに必要なすべての書類を、申し込み者に説明のうえ作成し、その確認を得て提出するものとする。

#### (1) 給水装置工事申込書

所定の用紙に、申込者、指定給水装置工事事業者名及び必要な事項を記入し、押印したもの。

- ・申込地、申込者の住所は番地まで記入するものとし、氏名は十分確認のうえ、フリガナをつける。
- ・申込者、分岐承諾者等が法人の場合は、必ず法人の法人印及び代表者印を必要とする。

#### (2) 道路占用申請書

国道、県道、市道、河川、国有地、国有水面等の公道等に給水管を布設する場合、それぞれの管理者に提出する申請書

#### (3) 所有権変更届

変更工事を申込み場合に、申込者名を変更する届けて、新旧の所有者が署名と押印したもの。

#### (4) その他管理者が必要と認める書類

- ・出水不良となる恐れがあるときの誓約書
- ・利害関係人が居所不明、その他の事由によりその同意が得られない場合の申込者の誓約書

### 【設計審査及び工事着手】

設計審査及び工事着手は次の示すとおり行う。

- (1) 申込書の記載内容及び設計図書に基づき、使用材料、取り付け器具及び工法等について、〔加茂市給水条例〕、〔加茂市給水条例施行規程〕、本指針に基づき調査したうえ、現場等の調査もふまえて審査を行う。
- (2) 審査の結果、支障のないものは加茂市上下水道課長が決裁し、工事着手を承認する。
- (3) 工事着手の通知は、7日以内に指定給水装置工事事業者へ通知する。
- (4) 審査の結果、支障のあるものと認めるときは、不備事項を明記し指定給水装置工事事業者に返送する。指定給水装置工事事業者は、早急に不備事項を訂正または必要事項を記載のうえ、申込書を再提出しなければならない。

### 【工事竣工検査】

工事竣工検査は次に掲げるとおりに行う。

- (1) 工事竣工検査は、給水装置工事主任技術者の立ち会いで実施するものとする。
- (2) 工事竣工検査は、工事が給水装置工事申込書の記載内容及び設計図書のとおりに施行されているかを確認する。
- (3) 工事竣工検査の申込みは、給水装置工事竣工届の提出をもって検査の申込みとみなす。尚、増改築の場合は、給水装置工事竣工図及び既設竣工図の写しを必ず添付すること。
- (4) 工事竣工検査は、給水装置工事竣工届が提出されてから10日間程度の間に行う。
- (5) 竣工検査及びその他の検査において工事に不備があった場合、指定給水装置工事事業者は、すみやかにその原因を調査し、修復またはやり直しをしなければならない。

### 【工事の変更】

工事着手後に工事に変更になった場合、すみやかに申込者は、管理者に連絡し、変更の手続きをとるものとする。なお、軽微な変更については、上下水道課審査員及び検査員と協議のうえ、竣工届けでの訂正とすることができる。

### 【工事の取消し】

工事着手承認から6ヶ月を経過しても工事に着手しない場合は、その工事申込みは、取消ししたものとみなす。ただし、管理者が特別な理由があると認めた時はこの限りでない。

また、次に掲げる各号に該当するものは、当該の申込みを取消し、新たに申し込む必要がある。

- (1) メーター口径を変更する場合
- (2) 分岐する配水管を変更する場合
- (3) 申込者及び給水装置の施行業者が変更になった場合

- (4) 建物の形態、使用形態が変更になった場合
- (5) 利害関係者が変更になった場合

## 【竣 工】

竣工検査に合格したものは、検査終了時に給水装置工事主任技術者へ通知する。また、手直しの指示を受けたものは、すみやかに手直しを行い、再度竣工検査を受けなければならない。

## 【臨時使用給水装置工事】

### (1) 対 象

臨時使用給水装置は工事の施行その他一時の用途に給水するもので、使用目的が臨時的であることが客観的に明らかなもので、次の各号に該当するものとする。

- ・各種工事（下水道工事、道路改良工事等）に使用するもので、工事の完成と同時に撤去されるもの。
- ・開発行為及び区画整理事業等を施行するために設けられるもので、これらの工事等の完成と同時に撤去する仮事務所、仮作業場、仮宿泊所、仮資材置場、仮店舗等に使用するもの。
- ・祭礼等催し物を実施するために設けられ、これらの催し物の終了とともに撤去する仮設演芸場、仮展示案内場、仮植木市等季節的及び臨時的な施設に使用するもの。
- ・その他管理者が必要と認めたもの。

### (2) 工事範囲

臨時給水装置の工事範囲は、給水装置の設置から撤去までとし、臨時使用を終了したときは、すみやかに廃止手続を行い、施設の撤去を確認できる写真等を完了後提出する。

### (3) 加入金及び工事検査手数料

- ・臨時使用を終了したときの撤去を条件として加入金は免除する。
- ・工事検査手数料は通常の申込みに準じて徴収する。
- ・臨時使用給水装置を切り替えて引き続き専用給水装置として使用する場合は、前申込書を取消し、新たに給水工事申込書を提出するものとする。この場合は加入金、工事検査手数料を徴収する。

### (4) 工事の申請

通常の工事申込みに準じて行う。

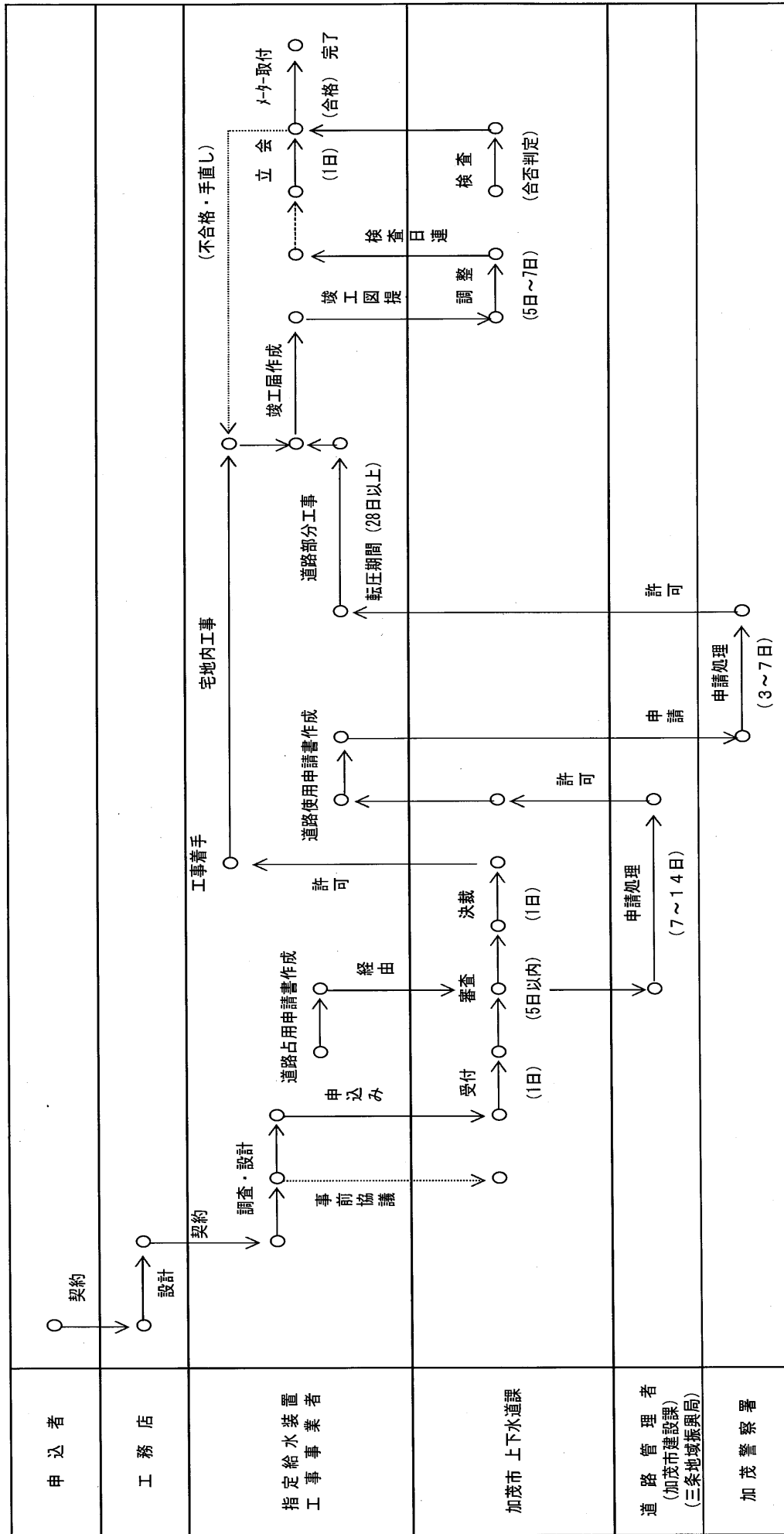
### (5) 設計審査及び着手

通常の工事申込みに準じて行う。

### (6) 工事竣工検査

通常の工事申込みに準じて行う。

給水装置の工事申込みから施工までのフロー図



※ 道路部分の施行に対して、竣工までに舗装本復旧が出来ない場合は、完了後竣工写真を提出する。

国道・県道・・・3部  
 市道・・・2部  
 国道・県道・・・4部  
 市道・・・4部